証券コード　8697
平成24年11月５日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米　田　道　生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成24年11月19日（月曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成24年11月20日（火曜日）午前10時

２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム

３　目 的 事 項

決 議 事 項

第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第２号議案　当社と株式会社東京証券取引所グループとの合併契約承認の件
第３号議案　当社と新大証設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件
第４号議案　定款一部変更の件
第５号議案　取締役13名選任の件
第６号議案　会計監査人選任の件

４　議決権行使についてのお願い

郵送による場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成24年11月19日（月曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。

インターネットによる場合

２頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご高覧のうえ，平成24年11月19日（月曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお，株主総会参考書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ose.or.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は，下記事項をご確認のうえ，行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は，書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1　議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォン又は携帯電話（ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイ）※から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ，「EZweb」はKDDI㈱，「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主様のインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は，ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は，平成24年11月19日（月曜日）の午後４時50分まで受け付けいたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2　インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主様には，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3　複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン，スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は，株主様のご負担となります。また，携帯電話をご利用の場合は，パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが，これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00，通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案から第６号議案までの上程に至る経緯

当社と株式会社東京証券取引所グループ（以下「東証グループ」といいます。また，以下当社と東証グループを併せて「両社」といいます。）は，両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて合意し，平成23年11月22日付で統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結いたしました。本統合契約においては，本経営統合は，まず東証グループが当社の普通株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施により当社を子会社化した後に，当社を存続会社，東証グループを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。本合併後の当社を「統合持株会社」といいます。）を行うこととされております。また，本経営統合は持株会社方式によるものとし，本合併後の統合持株会社への移行が円滑に行われるようにするために，当社及び東証グループにおいて，それぞれグループ内の会社分割（以下「両社会社分割」といいます。）を行うこととされております。

東証グループは，本経営統合に関して，公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから，本統合契約に基づき，平成24年７月10日に当社の株式を本公開買付けにより取得することを決定し，同月11日より本公開買付けを実施いたしました。その結果，東証グループは当社普通株式179,999株を取得し，当社は，平成24年８月29日付で東証グループの連結子会社となりました。その後，両社は，本経営統合に向け協議を進めてまいりましたが，平成24年10月29日付で，本統合契約の合意内容に従い，合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

また，上記の両社会社分割の一環として，当社は，同日付で当社を分割会社とする吸収分割の承継会社となるために平成24年９月25日付で設立した当社の100%子会社である新大証設立準備株式会社（以下「新大証」といいます。）との間で，株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業を承継対象とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。一方，東証グループにおいても，同日付で，東証グループの100%子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）との間で，本合併に先立ち，統合持株会社が営むこととなる株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業を東証に移転させることを目的として，東証グループを分割会社，東証を承継会社とする吸収分割契約（以下「東証吸収分割契約」といいます。）を締結しております。

本経営統合の実現により，統合持株会社は，商号を「株式会社日本取引所グループ」に変更し，その傘下に新大証，東証，東京証券取引所自主規制法人，株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引所持株会社となります。また，統合持株会社の発足時の資本金の額は115億円，資本準備金の額は30億円，利益準備金の額は０円とし，その余はその他資本剰余金及びその他利益剰余金となる予定です。上記のほか，当社及び東証グループは，発足時の統合持株会社を，概要次のとおりとすることを合意しております。

商号	株式会社日本取引所グループ
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町２番１号
資本金	115億円
形態	委員会設置会社
事業年度の末日	３月31日
代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役　グループCEO　斉藤　　惇
	取締役兼代表執行役　グループCOO　米田　道生
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

(注)代表者を含む全取締役候補者の略歴については，第５号議案「取締役13名選任の件」をご参照ください。

本経営統合の目的は，次のとおりであります。

両社は，互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち，補完関係が成立する両社が経営統合を行い，システム統合等を推進することで，デリバティブ市場と現物市場の双方において，国内での確固たる地位を確立するとともに，規模の拡大，東証グループにおける東証一部・TOPIX先物・国債先物を中心とした取扱い金融商品，当社の日経225先物・オプションを中心とした取扱い金融商品を併せることによる取扱い金融商品の多様化・コスト削減によるグローバル競争力の強化，さらには，両社の市場機能の集約，取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性向上といった大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し，経営統合を行うことを平成23年11月22日付で合意しております。

本経営統合によって，現時点で両社が実現を期待しているシナジー効果としては，次のものを想定しています。

(a) 収益面におけるシナジー

本経営統合により，①ユーザー利便性の向上，営業力強化等による取引数量の増加を起因とした取引参加料金の増加，②魅力的な取引所となり国内外のIPO（新規株式公開）数が増加することによる上場関連収入の増加，③提供情報の多様化による情報提供サービスの需要拡大等の収益面におけるシナジーが期待されます。

(b) 費用面におけるシナジー

本経営統合により，①システム統合による，システム開発・運用費用の削減，②システム関連のコストシナジー（システム統合後に実現）等の費用面におけるシナジーが期待されます。

(c) その他の効果

本経営統合により，①デリバティブ清算機能の統合による投資家の投資効率の向上，②組織統合によるノウハウの集約・人材有用活用をテコにした商品・制度企画及びサービスの更なる向上等のその他の効果が期待されます。

本臨時株主総会においては，本経営統合の実現のために必要な議案として，第１号議案から第６号議案までをご提案いたしております。株主のみなさまにおかれましては，なにとぞ趣旨をご理解いただき，各議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。なお，第１号議案から第６号議案までの各議案につきましては，それぞれ当該議案以外の全ての議案が承認可決されることを条件として効力が発生いたします。

第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

１　資本準備金及び利益準備金の額の減少の理由

本経営統合後，より機動的な資本政策の遂行を可能とするため，会社法第448条第１項の規定に基づき，資本準備金及び利益準備金の額を減少し，それぞれをその他資本剰余金及びその他利益剰余金に振り替えるものであります。

なお，本議案に係る資本準備金及び利益準備金の額の減少は，第２号議案，第３号議案，第４号議案，第５号議案及び第６号議案がそれぞれ可決承認されることを条件として，平成25年１月１日に効力が発生いたします。

２　資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金の4,825,557,353円のうち1,825,557,353円

利益準備金の322,985,592円の全額322,985,592円

(2)増加するその他資本剰余金及びその他利益剰余金の額

その他資本剰余金　1,825,557,353円

その他利益剰余金　　322,985,592円

(3)資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成25年１月１日

第２号議案　当社と株式会社東京証券取引所グループとの合併契約承認の件

１　合併を行う理由

前記「第１号議案から第６号議案までの上程に至る経緯」に記載のとおりであります。

なお，本合併は，第１号議案，第３号議案，第４号議案，第５号議案及び第６号議案がそれぞれ可決承認されること，東証吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「東証吸収分割」といいます。）の効力が生ずること，第１号議案に係る資本準備金等の減少及び東証グループの資本金等の減少が効力を生じること，並びに，当社における本合併の効力発生日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式１株を100株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）及び100株を１単元とする単元株制度の採用に係る定款変更（以下「本単元株制度の採用」といいます。）が効力を生ずることをいずれも条件として，平成25年１月１日に効力が発生いたします。

２　合併契約の内容

合併契約書

株式会社大阪証券取引所（以下、「甲」という。）及び株式会社東京証券取引所グループ（以下、「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成24年10月29日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
   （１）吸収合併存続会社
   商　号：株式会社大阪証券取引所
   住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
   （２）吸収合併消滅会社
   商　号：株式会社東京証券取引所グループ
   住　所：東京都中央区日本橋兜町２番１号

第２条（合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、効力発生日（本合併がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（甲及び乙を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式の株式数の合計数（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に20.19を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、前項の規定により交付する普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対してその所有する乙の普通株式（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）１株に対し、甲の普通株式20.19株の割合をもって、甲の普通株式をそれぞれ割り当てる。
3. 甲及び乙は、甲が効力発生日付で甲の普通株式１株を100株に分割する株式分割（以下、「本株式分割」という。）及び100株を１単元とする単元株制度の採用に係る定款変更（以下、「本単元株制度採用」という。）を行う予定であること、及び前二項に定める甲の普通株式数は本株式分割及び本単元株制度採用が効力を生じたことを前提とする数であることを確認する。
4. 乙の株主に割り当てる甲の株式につき、１株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める手続により処理するものとする。

第３条（資本金及び資本準備金等の額に関する事項等）

1. 甲が本合併により増加すべき資本金及び準備金等の額は次のとおりとする。
   （１）資本金　　金6,776,740,000円
   （２）資本準備金　　金０円
   （３）利益準備金　　金０円
2. 甲は、本合併に先立ち、①甲の資本準備金の額を1,825,557,353円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の甲の資本準備金の額を30億円とするとともに、②甲の利益準備金の額322,985,592円の全額を減少し、その全額をその他利益剰余金に振り替え、減少後の利益準備金の額を０円とするものとし（以下、「資本準備金・利益準備金減少（甲）」と総称する。）、これらに必要な株主総会の決議を求めるとともに、その他必要な手続を執り行う。
3. 乙は、本合併に先立ち、①乙の資本金の額を4,723,260,000円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の乙の資本金の額を6,776,740,000円とするとともに、②乙の資本準備金の額22,874,693,023円の全額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を０円とするものとし（以下、「資本金・資本準備金減少（乙）」と総称する。）、これらに必要な株主総会の決議を求めるとともに、その他必要な手続を執り行う。

第４条（効力発生日）

1. 効力発生日は、平成25年１月１日とする。但し、本合併の効力発生は、(i)本契約の締結後に乙及び株式会社東京証券取引所の間で締結される吸収分割契約（以下、「東証吸収分割契約」という。）に基づく吸収分割の効力が生ずること、(ii)本株式分割及び本単元株制度採用が効力を生ずること、並びに、(iii)資本準備金・利益準備金減少（甲）及び資本金・資本準備金減少（乙）のいずれもが効力を生ずることを条件とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第５条（定款変更）

甲は、本合併の効力発生を条件として、甲及び乙が協議の上合意する内容の定款変更を行うものとし、必要な株主総会の決議を求める。

第６条（取締役及び会計監査人の選任）

1. 甲は、本合併の効力発生を条件として、下記の者を甲の取締役としてそれぞれ選任するものとし、必要な株主総会の決議を求める。なお、当該者は効力発生日をもって甲の取締役に就任するものとする。

記

取締役：斉　藤　　惇（取締役兼代表執行役グループCEO）
　　米　田　道　生（取締役兼代表執行役グループCOO）
　　奥　田　　務
　　川　本　裕　子
　　久保利　英　明
　　堺　屋　太　一
　　中　務　裕　之
　　林　　正　和
　　広　瀬　雅　行
　　本　田　勝　彦
　　松　尾　邦　弘
　　森　本　　滋
　　チャールズ･ディトマース･レイク二世

2. 甲は、下記の者を甲の会計監査人として選任するものとし、必要な株主総会の決議を求める。なお、当該者は当該株主総会の終結の時をもって甲の会計監査人に就任するものとする。

記

会計監査人：有限責任監査法人トーマツ

第７条（合併承認総会）

甲及び乙は、本契約の承認、その他必要な事項の承認を得るため、平成24年11月20日にそれぞれ株主総会を開催し、その決議を求める。但し、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第８条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象（本合併の実行について必要な法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られなかった場合を含むが、これに限らない。）が発生し又は判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第９条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約に別段の定めのない限り、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙で協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約の締結後に乙が乙及び株式会社東京証券取引所の間で東証吸収分割契約を締結し、東証吸収分割契約に基づく吸収分割を行うことを承諾し、乙は、本契約の締結後に甲が甲及び新大証設立準備株式会社の間で吸収分割契約を締結し、当該吸収分割契約に基づく吸収分割を行うこと、並びに本株式分割及び本単元株制度採用を行うことを承諾する。

第10条（優先適用）

本契約の規定は、本契約の締結前にされた甲乙間のいかなる合意にも優先して適用される。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年10月29日

甲：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米田　道生　㊞

乙：東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所グループ
取締役兼代表執行役社長　斉藤　惇㊞

３　会社法施行規則第191条各号（第６号及び第７号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1)合併対価の相当性に関する事項

①合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

当社は，本合併に際して，本合併の効力発生日の前日における最終の東証グループの株主名簿に記載又は記録された各株主（東証グループを除きます。）に対して，その有する東証グループの株式（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除きます。）１株に対して，当社の株式20.19株の比率で割当て交付いたします。その結果，本合併により割当て交付する当社の株式数は，合計で45,906,810株となる予定であります。

本合併に係る割当ての内容

会社名	当社	東証グループ
本合併に係る割当ての内容	1	20.19
本合併により交付する当社の株式数(予定)	普通株式：45,906,810株	

本統合契約では，東証グループの株式１株に対して，当社株式0.2019株を割当て交付することで合意しておりましたが（以下「本合併比率」といいます。），第４号議案「定款一部変更の件」に記載のとおり，当社は，平成25年１月１日付で普通株式１株を100株に分割する本株式分割及び本単元株制度の採用を本合併の効力発生に先んじて行うことから，本合併契約において，本株式分割及び本単元株制度の採用の効力発生を条件として，東証グループの株式１株に対して，当社の株式20.19株を割当て交付することに修正しております。ただし，東証グループが保有する自己株式（本日時点で26,260株）については，本合併による株式の割当ては行いません。

当該割当て交付の内容変更による両社及びその株主への実質的な差異は，本合併比率による場合に１株未満の端数が割当てられる部分についての処理方法のみであり，当該部分についても実質的な経済的不利益が発生することは想定されず，したがって関係者に与える影響は最小限のものであると考えております。

②合併比率の算定根拠等

(a)算定の基礎

当社は，本合併比率の公正性を確保するため，両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率の財務分析を依頼し，ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。），SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興」といいます。）及びMoelis & Company UK LLP（以下「モーリス」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用しました。当社の財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析については別添資料１「当社の各財務アドバイザーによる財務分析の概要」をご参照ください。なお，別添資料１「当社の各財務アドバイザーによる財務分析の概要」に記載の各財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要においては，東証グループの株式１株に対し割り当てられる本株式分割前の当社普通株式の株式数のレンジを記載しております。

東証グループは，本合併比率の公正性を確保するため，両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率の財務分析を依頼し，三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。），野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（平成24年４月１日付で大和証券株式会社と統合し，大和証券株式会社となり

ました。以下「大和証券CM」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用いたしました。東証グループの財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要については，東証グループホームページ（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/index.html）をご参照ください。

(b)算定の経緯

両社は，合併比率に関する財務分析を依頼したそれぞれの財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に，両社が相手方に対して相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ，両社の財務及び事業の状況，資産の状況，将来の見通し等の要因を総合的に勘案し，両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果，本合併比率は妥当であるとの判断に至ったため，本統合契約に本合併比率を定めた上，それぞれ平成23年11月22日開催の取締役会にて本統合契約の締結を承認いたしました。

なお，その後，上記のとおり，本合併の合併比率は本株式分割及び本単元株制度の採用の効力が生じたことを前提として，東証グループの株式１株に対して，当社の株式20.19株を割当て交付することに修正いたしましたが，この合併比率の変更による両社及びその株主への実質的な差異は，本合併比率による場合に１株未満の端数が割り当てられる部分についての処理方法のみであり，当該部分についても実質的な経済的不利益が発生することは想定されず，したがって関係者に与える影響は最小限のものであると考えております。

以上を踏まえ，両社は，平成24年10月29日に，本株式分割及び本単元株制度の採用の効力が生じたことを前提とした本合併の合併比率にて合併を行うことを合意し，本合併契約を締結いたしました。

(c)本合併比率に関する財務分析を行った財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス，SMBC日興及びモーリス並びに東証グループの財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー，野村證券及び大和証券CMは，いずれも両社の関連当事者には該当せず，本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(d)公正性を担保するための措置

(ア)独立した財務アドバイザーからの本合併比率に関する財務分析結果の報告の受領及び本合併比率に関するフェアネス・オピニオンの取得

本経営統合の検討にあたっては，本合併比率の公正性を確保するため，当社と東証グループは，それぞれ両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率の財務分析を依頼し，その算定結果の報告を受領しております。

また，当社は，本統合契約の締結にあたり，ゴールドマン・サックス，SMBC日興及びモーリスから，本合併比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。当社の財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンについては別添資料２「当社の各財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンに関する補足説明」をご参照ください。

さらに，東証グループは，平成23年11月21日付にて，三菱UFJモルガン・スタンレー，野村證券及び大和証券CMから，フェアネス・オピニオンを取得しております。その内容については，東証グループホームページ（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/index.html）をご参照ください。

(イ)独立した財務アドバイザーの起用及び法務アドバイザーからの助言

両社は，本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため，本合併比率に関する財務分析を依頼した前記の両社から独立した財務アドバイザーのほか，当社は，メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社を，東証グループは，JPモルガン証券株式会社を，

それぞれ両社から独立した財務アドバイザーとして起用しております。

また，両社は，本経営統合に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため，当社は西村あさひ法律事務所，TMI総合法律事務所及びSullivan & Cromwell LLPを，東証グループは，長島・大野・常松法律事務所及びDavis Polk & Wardwell LLPを，それぞれ法務アドバイザーとして選任し，法的な観点から本経営統合の諸手続き及び対応等について助言を受けております。

(e)利益相反を回避するための措置

東証グループによる当社普通株式に対する本公開買付けの結果，平成24年８月29日付で東証グループの所有する当社に対する議決権数が総株主の議決権数に対する割合で66.67%となり，東証グループが新たに当社の親会社に該当しておりますが，前記①のとおり，両社において本株式分割前の本合併比率は東証グループが当社の親会社になる前の本統合契約の締結時点で既に合意されており，また，両社の役職員を兼ねる者は存在していないため，実質的な利益相反状態が生じるおそれはないと考えております。

なお，当社では，取締役の過半数が社外取締役であり，また，監査役の過半数が社外監査役であることから，取締役会の意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。本合併契約の締結についても，当社では，これらの社外取締役を含む取締役全員及び社外監査役を含む監査役全員が出席した平成24年10月29日開催の取締役会において決議を行っております。

③合併対価として当社の株式を選択した理由

両社は，本合併に係る東証グループの株式に対する対価として，吸収合併存続会社となる当社の株式を選択いたしました。

両社は，当社の株式が，当社JASDAQ市場（スタンダード）に上場されており，流動性を有するため取引機会が確保されること，及び東証グループの株式を有する株主は，吸収合併存続会社となる当社の株式を受け取ることにより，本経営統合によるシナジーを享受することが可能であることを考慮して，当社の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

④当社株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付けの結果，平成24年８月29日付で東証グループは当社の親会社となったことから，当社と東証グループは，現時点では共通支配下関係にあります。しかしながら，当社は，平成23年11月22日付で東証グループとの間で本合併比率を含めた本統合契約を締結するにあたっては，前記②(d)の公正性を担保するための措置を講じた上で，本合併比率に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に，東証グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ，東証グループの財務及び事業の状況，資産の状況，将来の見通し等の要因を総合的に勘案した結果，本合併比率は妥当であるとの判断を行っております。また，前記①のとおり，本合併比率は東証グループが当社の親会社となる前の本統合契約の締結時点で両社の間で既に合意されており，さらに，本合併契約における本株式分割により修正された合併比率も，本統合契約で合意された本合併比率に本株式分割に伴う所要の調整を加えたものに過ぎず，当社の少数株主にとって不利益なものではありません。

加えて，当社は，本合併比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として，平成23年11月21日付で，両社から独立した算定機関であるSMBC日興から，記載されている一定の前提条件のもと，同日の時点で，フェアネス・オピニオンを取得しております。

なお，利益相反を回避するための措置につきましては，前記②(e)のとおり，本合併は，両社の役職員を兼ねる者がなく，本合併にあたって実質的な利益相反関係が生じるおそれはないと考えており，ま

た，本合併契約の締結に当たって当社の取締役会の意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。

⑤当社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本合併に際して増加する当社の資本金，資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりであります。この取扱いは，統合持株会社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し，法令の範囲内で決定したものであり，相当であると考えております。

(a)増加する資本金の額　：金6,776,740,000円

(b)増加する資本準備金の額　：金０円

(c)増加する利益準備金の額　：金０円

(2)東証グループの最終事業年度に係る計算書類等の内容

東証グループの最終事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）に係る計算書類等の内容は，別添資料３「株式会社東京証券取引所グループの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりであります。

(3)両社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分，重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

(a)当社は，東証グループが平成24年７月11日より実施した本公開買付けの結果，同年８月29日付で東証グループの連結子会社となりました。

(b)当社は，平成24年10月29日開催の取締役会において，会社法第448条第１項の規定に基づき，平成25年１月１日付けで，資本準備金及び利益準備金の額を減少し，それぞれその他資本剰余金及びその他利益剰余金に振り替えることを決議いたしました。資本準備金等の減少の内容につきましては，第１号議案「資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」をご覧ください。

(c)当社は，本経営統合に向けた一連の取引の一環として，新大証との間で，平成24年10月29日に，本吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約の内容につきましては，第３号議案の「吸収分割契約書」をご覧ください。

②東証グループ

(a)東証グループは，平成24年７月10日に当社の株式を本公開買付けにより取得することを決定し，同月11日より本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けは同年８月22日をもって終了し，その結果，当社は同月29日付で東証グループの連結子会社となりました。

〈本公開買付けの概要〉

(ⅰ)期間：平成24年７月11日から平成24年８月22日まで

(ⅱ)価格：普通株式１株につき，金480,000円

(ⅲ)対象：乙の普通株式

(ⅳ)買付株式数：179,999株

(ⅴ)買付金額：86,399百万円

(b) 東証グループは，本公開買付けに要する資金に充当するために，平成24年８月27日，株式会社三菱東京UFJ銀行から86,399百万円の借入を行いました。
(c) 東証グループは，平成24年10月29日開催の取締役会において，会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき，平成25年１月１日付けで，資本金及び資本準備金の額を減少し，その他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。
(d) 東証グループは，本経営統合に向けた一連の取引の一環として，東証との間で，平成24年10月29日に，東証吸収分割契約を締結いたしました。

第３号議案　当社と新大証設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件

１　吸収分割を行う理由

前記「第１号議案から第６号議案までの上程に至る経緯」に記載のとおりであります。

なお，本吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）は，第１号議案，第２号議案，第４号議案，第５号議案及び第６号議案がそれぞれ可決承認され，第２号議案に係る本合併の効力が発生することを条件として，平成25年１月１日に効力が発生いたします。

２　吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社大阪証券取引所（以下、「甲」という。）及び新大証設立準備株式会社（以下、「乙」という。）は、第１条第１項に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

1. 甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が営む、株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業（以下、「本対象事業」という。）を乙に対して承継させ、乙はこれを甲から承継する（以下、かかる吸収分割を「本分割」という。）。
2. 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（１）吸収分割会社

商　号：株式会社大阪証券取引所（効力発生日（本分割がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）付で「株式会社日本取引所グループ」に商号変更予定。）

住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号（効力発生日付で「東京都中央区日本橋兜町２番１号」に住所変更予定。）

（２）吸収分割承継会社

商　号：新大証設立準備株式会社（効力発生日付で「株式会社大阪証券取引所」に商号変更予定。）

住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号

第２条（承継する権利義務）

1. 本分割により、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項に定める権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本分割に際して承継する。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第３条（分割対価）

甲は乙の発行済株式の全部を保有していることから、乙は、本分割に際し、甲に対して、乙が前条に基づき承継する権利義務に代わる株式その他の対価の割当及び交付は行わない。

第４条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年１月１日とする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第５条（効力発生の条件）

本分割は、甲と株式会社東京証券取引所グループ（以下、「東証Ｇ」という。）との間で締結された平成24年10月29日付吸収合併契約（以下、「本合併契約」という。）に基づく吸収合併の効力発生、及び乙による金融商品取引法第80条第１項に定める金融商品市場開設の免許の取得その他乙が本対象事業を行うため又は甲と東証Ｇとの経営統合（以下、「本統合」という。）の実行のために必要となる関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等の取得を停止条件として、当該吸収合併の効力発生の直後に、その効力を生じる。

第６条（分割承認決議等）

1. 甲は、平成24年11月20日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認その他本分割に必要な事項の承認を求めるものとする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上当該臨時株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第796条第１項の規定により、株主総会の承認を得ずに本分割を行うものとする。

第７条（競業避止義務）

甲は、本対象事業について、乙に対して競業避止義務を負わないものとする。

第８条（本契約の変更等）

本契約の締結後効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、本対象事業又は本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

（１）第６条第１項に定める甲の株主総会において、本契約の承認、本合併契約の承認、その他本統合に必要な事項として甲及び東証Ｇが別途合意する事項に係る議案のいずれかの承認が得られない場合

（２）本合併契約締結後に開催される東証Ｇの株主総会において、本合併契約の承認、東証Ｇと株式会社東京証券取引所との間の平成24年10月29日付吸収分割契約の承認、その他本統合に必要な事項として甲及び東証Ｇが別途合意する事項に係る議案のいずれかの承認が得られない場合

（３）効力発生日までに、本統合の実行のために必要となる関連法令に定める関係官庁その他の関係者の許認可又は承認等が得られない場合

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年10月29日

甲：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米田　道生　㊞

乙：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
新大証設立準備株式会社
代表取締役社長　西小路　俊之㊞

別紙　承継権利義務明細表

本分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、資産及び負債の評価については、平成24年９月30日現在の甲の貸借対照表（以下、「本貸借対照表」という。）その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1.　承継する資産

(1) 流動資産

本対象事業に属する一切の流動資産。但し、本貸借対照表上の以下の流動資産を除く。

①　現金及び預金（但し、本貸借対照表上の現金及び預金については、41,714,028,564円を除くことが見込まれているが、効力発生日において乙が甲より承継する資産の額から負債の額を差し引いた金額が10,580,362,274円を下回らないよう、効力発生日において適宜調整されるものとする。）

②　事業税等に係る繰延税金資産

(2) 固定資産

本対象事業に属する一切の固定資産。但し、本貸借対照表上の以下の固定資産を除く。

①　投資有価証券

②　関係会社株式

③　長期未払金に係る繰延税金資産

2.　承継する負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する一切の流動負債。但し、本貸借対照表上の以下の流動負債を除く。

①　未払配当金

②　未払法人税等

③　未払消費税等

④　源泉預かり金

⑤　事業税等に係る繰延税金負債

(2) 固定負債

本対象事業に属する一切の固定負債。但し、本貸借対照表上の長期未払金を除く。

3.　承継する雇用契約

(1) 雇用契約

本対象事業に従事する全ての従業員（出向している者及び契約社員を含む。）との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(2) その他

甲が大阪証券取引所労働組合及び大阪証券労働組合との間で締結している労働協約の一切

4.　承継するその他の権利義務等（但し、雇用契約を除く）

本対象事業に関して締結され、且つ、有効である取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、以下の契約に係る契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づいて発生した甲の権利義務を除く。

①　広報業務に関する一切の契約

②　株式事務に関する一切の契約

③　大阪証券金融株式会社との間で締結した大阪証券金融株式会社第一種優先株式引受契約

3　会社法施行規則第183条各号（第２号，第６号及び第７号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1)分割対価の相当性に関する事項

当社は，本吸収分割の効力発生日において新大証の発行済株式の全部を所有しているため，本吸収分割に際して，新大証の当社に対する株式及び金銭等の対価の交付は行いません。

(2)吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

新大証は平成24年９月25日に設立された会社であり，最終事業年度がないため，設立日である平成24年９月25日現在の貸借対照表を記載しております。

（単位：百万円）

資産の部		純資産の部	
現金及び預金	4,723	資本金	4,723
資産合計	4,723	負債・純資産合計	4,723

(3)当社及び新大証における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分，重大な債務のその他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

(a)当社は，東証グループが平成24年７月11日より実施した本公開買付けにより，同年８月29日付で東証グループの連結子会社となりました。

(b)当社は，平成24年10月29日開催の取締役会において，会社法第448条第１項の規定に基づき，平成25年１月１日付けで，資本準備金及び利益準備金の額を減少し，それぞれその他資本剰余金及びその他利益剰余金に振り替えることを決議いたしました。資本準備金等の減少の内容につきましては，第１号議案「資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」をご覧ください。

(c)当社は東証グループとの間で，平成24年10月29日に，本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては，第２号議案の「合併契約書」をご覧ください。

②新大証

該当事項はありません。

第４号議案　定款一部変更の件

１　提案の理由

当社は，平成24年10月29日開催の取締役会において，単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）に則り，当社株式の売買単位を100株とするため，平成25年１月１日を効力発生日として本株式分割を行うとともに，100株を１単元とする本単元株制度の採用を決議いたしました。本株式分割及び本単元株制度の採用に伴い，当社は，会社法第184条第２項及び第191条の規定に基づき，上記取締役会決議により平成25年１月１日をもって，本株式分割の割合を勘案し，当社の発行可能株式総数を930,000株から93,000,000株に変更し，本株式分割と同時に単元株式数（売買単位）を100株とする規定を新設するために定款の一部を変更いたします。

本議案は，平成25年１月１日に予定しております東証グループとの本経営統合に伴い，次の事項について，上記変更後の定款の一部を平成25年１月１日付でさらに変更するものであります。

なお，本議案に係る定款変更は，第１号議案，第２号議案，第３号議案，第５号議案及び第６号議案がそれぞれ可決承認され，第２号議案に係る本合併及び第３号議案に係る本吸収分割の効力が発生することを条件として，平成25年１月１日に効力が発生いたします。

(1)商号変更

商号を「株式会社日本取引所グループ」（英文表記：Japan Exchange Group, Inc.）に変更いたします。

(2)企業理念

公共性及び信頼性の確保，利便性，効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により，市場の持続的な発展を図り，豊かな社会の実現に貢献することを企業理念とする規定を新設いたします。

(3)連携の確保

業務を行うに当たっては，傘下の法人間の適切な連携確保に努めるものとする規定を新設いたします。

(4)本店所在地

本店は東京都中央区に置きます。

(5)事業目的

金融商品取引所持株会社として，株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを事業目的といたします。

(6)監査役，監査役会設置の定めの廃止と委員会設置会社に係る規定の創設

①監査役及び監査役会に関する規定を削ります。

②委員会（指名委員会，監査委員会，報酬委員会）及び執行役に関する規定を新設いたします。なお，第37条（執行役の責任免除）の新設を議案として提出することにつきましては，各監査役の同意を得ております。

③委員会設置会社の取締役の任期は１年となるため，取締役の任期を２年から１年に変更いたします。

④委員会設置会社の取締役の報酬は報酬委員会が決定するため，取締役の報酬の規定を削り，報酬委員会が決定する規定に変更いたします。

⑤その他委員会設置会社に移行することに伴う所要の変更を行います。

(7)単元未満株主の権利制限等

本単元株制度の採用に伴い，単元未満株主の管理の効率化を図るため，議決権を有しない単元未満株主の権利制限に関する規定を新設いたします。

(8)発行可能株式総数の増加

本株式分割に伴い，当社の発行可能株式総数は930,000株から93,000,000株に変更いたしますが，その後の本合併に伴い，発行済株式総数は，本株式分割後の27,000,000株に本合併で交付する当社株式45,906,810株を加えた72,906,810株となるため，本経営統合後においても，機動的な資本政策を遂行することができるよう，発行可能株式総数を発行済株式総数の４倍以内となる290,000,000株にさらに変更いたします。

(9)剰余金の配当等

剰余金の配当等の決定機関については，会社法第459条第１項に基づき，株主総会によらずに取締役会決議により実施する規定を新設いたします。

(10)その他

上記の他，字句の修正，規定の加除，条数の変更等，所要の整備を行います。

２　変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総則
（商　号） 第１条　当社は，株式会社大阪証券取引所と称し，英文ではOsaka Securities Exchange Co.，Ltd.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社日本取引所グループと称し、英文では、Japan Exchange Group, Inc. と表示する。
（新　設）	（企業理念等） 第２条　当会社は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献する。当会社は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考える。
（目　的） 第２条　当社は，次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。 (1) 取引所金融商品市場の開設 (2) 金融商品債務引受業 (3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務 ２　当社の開設する取引所金融商品市場（以下「当社の市場」という。）は，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）が公正，円滑に行われることを旨として運営されるものとする。	（目的） 第３条　当会社は、金融商品取引所持株会社として、株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務を営むことを目的とする。
	（削る）
（新　設）	（連携の確保） 第４条　当会社は、その業務を行うに当たっては、傘下の法人間の適切な連携確保に努めるものとする。
（本店の所在地） 第３条　当社の本店は，大阪市に置く。	（本店の所在地） 第５条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（公告方法） 第４条　当社の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。	（公告の方法） 第６条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
（機　関） 第４条の２　当社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（削る）
第２章　取引所金融商品市場	（削る）
（取引所金融商品市場に関する事項） 第５条　当社の市場においては，有価証券の売買等を行う。	（削る）
（規則の制定） 第６条　当社は，当社の市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にならしめ，かつ，投資者の保護に資するため，本定款のほか，業務規程，受託契約準則その他の規則を定めるものとする。	（削る）
第７条　削除	（削る）
（取引参加者の法令等の遵守義務） 第８条　取引参加者は，法令（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びその関係法令をいう。第９条，第10条及び第29条の３において同じ。），法令に基づく行政官庁の処分，当社の定款，業務規程，受託契約準則その他の規則（以下「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない。	（削る）
（取引参加者の処分） 第９条　当社は，取引参加者が法令，法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合，取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は，その定めるところにより，過怠金の賦課，当社の市場における有価証券の売買等又はその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限，取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。	（削る）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（資料等の提出義務等） 第10条　当社は，取引参加者の法令，法令に基づく行政官庁の処分又は当社の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うとき，その他の当社の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは，取引参加者に対し，当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し，又は当社の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。	（削る）
第３章　株　　式	第２章 株式
（発行可能株式総数） 第11条　当社の発行可能株式総数は，9,300万株とする。	（発行可能株式総数） 第７条　当会社の発行可能株式総数は、２億９千万株とする。
（単元株式数） 第12条　当社の単元株式数は，100株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（株主名簿管理人） 第13条　当社は，株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は，取締役会の決議により選定する。 ３　当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，当社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程） 第14条　当社の株式に関する取扱いは，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規則） 第１１条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（自己の株式の取得） 第15条　当社は，会社法第165条第２項の規定により，取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削る）
第４章　株主総会	第３章　株主総会
（招　集） 第16条　株主総会は，定時株主総会及び臨時株主総会とし，定時株主総会は毎事業年度終了の日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は随時必要に応じて，招集する。 ２　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役会の決議により，取締役社長が招集する。ただし，取締役社長事故あるときは，あらかじめ取締役会の定めた順序に従い，他の取締役が招集する。	（株主総会の招集） 第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 （削る）
（定時株主総会の基準日） 第16条の２　当社の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月31日とする。	（基準日） 第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
（新　設）	（株主総会の招集権者及び議長） 第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、執行役ＣＥＯを兼務する取締役が招集し、議長となる。 ２　執行役ＣＥＯを兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長となる。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条の３　当社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（議　長） 第17条　株主総会の議長は，取締役社長がこれに当たる。ただし，取締役社長事故あるときは，あらかじめ取締役会の定めた順序に従い，他の取締役がこれに当たる。	（削る）
（決議方法） 第18条　株主総会の決議は，法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き，出席株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上に当たる多数決をもって行う。	（株主総会の決議の方法） 第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第19条　株主は，当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として，議決権を行使することができる。この場合には，株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の出席株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（新設）	（削る）
第20条　削　除	
第５章　取締役及び取締役会等	第４章　取締役及び取締役会
（新　設）	（取締役会の設置） 第１８条　当会社は、取締役会を置く。
（員　数） 第21条　当社の取締役は，13名以内とする。	（取締役の員数） 第１９条　当会社の取締役は、１５名以内とする。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（選任方法） 第22条　取締役は，株主総会において，選任する。	（取締役の選任） 第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　株主総会において，学識経験を有する者で取引参加者の役員及び従業員その他金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外の者のうちから，取締役若干名を選任する。	（削る）
３　前２項の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
４　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。	３　（現行どおり）
５　第２項に規定する取締役は，その在任中，金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。	（削る）
（任　期） 第23条　取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし，補欠として選任された取締役の任期は，前任者の残任期間とする。	（取締役の任期） 第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任中の取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第24条　取締役会は，その決議によって代表取締役を選定する。	（削る）
２　代表取締役は，各自当社を代表し，取締役会の決議に従い業務を執行する。	
（取締役） 第25条　取締役会は，その決議によって取締役会長１名，取締役社長１名，取締役副社長１名，専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役等） 第２２条　取締役会は、その決議によって、取締役会長１名を定めることができる。
２　当社の常務に従事する取締役は，その在任中，金融商品取引業に従事することができない。	２　当会社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。
３　前項に規定する取締役は，その在任中，取締役会の承認を受けなければ，他の業務に従事することができない。	（削る）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（招　集） 第26条　取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役社長が招集する。ただし，取締役社長事故あるときは，あらかじめ取締役会の定めた順序に従い，他の取締役が招集する。 ２　前項の招集は，各取締役及び各監査役に対し取締役会の日の３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 ３　取締役及び監査役全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれを招集し、議長となる。 （削る） （削る）
（新　設）	（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（決議方法） 第27条　取締役会の決議は，取締役の過半数が出席し，その出席取締役の過半数をもって行う。 ２　当社の運営の基本方針に関する事項の決議は，出席取締役の３分の２以上の多数決をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 （削る）
（決議の省略） 第27条の２　当社は，会社法第370条の要件を満たしたときは，取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第２６条　議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により取締役会の決議事項に係る議案について同意したときは、当該議案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程） 第27条の３　取締役会に関する事項は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会に関する事項） 第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める。
第28条　削　除	（削る）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会の決議によって定める。	（削る）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第29条の２　当社は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除等） 第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（自主規制委員会） 第29条の３　当社は，法令に基づく自主規制委員会を置く。 ２　自主規制委員会は，当社の自主規制業務に関する事項の決定を行う。 ３　自主規制委員会は，当社の取締役の中から選定された自主規制委員３人以上で組織し，その過半数は社外取締役とする。	（削る）
第６章　監査役及び監査役会	（削る）
（員　数） 第30条　当社の監査役は，３名とする。	（削る）
（選任方法） 第31条　監査役は，株主総会において，選任する。 ２　前項の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	（削る）
（補欠監査役の選任の効力） 第31条の２　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は，当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし，株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。	（削る）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（任　期） 第32条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし，補欠として選任された監査役の任期は，前任者の残任期間とする。 ２　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合，当該監査役の任期は，前任者の残任期間とする。	（削る）
（常勤監査役） 第33条　監査役会は，その決議によって常勤の監査役（以下「常勤監査役」という。）を選定する。 ２　常勤監査役は，その在任中，金融商品取引業に従事することができない。 ３　常勤監査役は，その在任中，監査役会の承認を受けなければ，他の業務に従事することができない。	（削る）
（招　集） 第34条　監査役会は，各監査役が招集する。 ２　前項の招集は，各監査役に対し監査役会の日の３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 ３　監査役全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削る）
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は，法令又は本定款のほか，監査役会において定める監査役会規程による。	（削る）
第36条　削　除	（削る）
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は，株主総会の決議によって定める。	（削る）

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第37条の２　当社は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。	（削る）
第７章　諮問委員会	（削る）
（諮問委員会） 第37条の３　当社は，諮問委員会を置くことができる。 ２　諮問委員会は，当社の運営に関する重要事項について，取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 ３　諮問委員会に関する事項は，取締役会において定める諮問委員会規則による。	（削る）
（新　設）	第５章　指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
（新　設）	（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の設置） 第２９条　当会社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。
（新　設）	（委員の選定） 第３０条　指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。 ２　各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（新　設）	（各委員会の権限等） 第３１条　指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。 ２　監査委員会は、次に掲げる職務を行う。 （１）　取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成 （２）　株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定 ３　報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が当会社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。
（新　設）	（各委員会に関する事項） 第３２条　各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める。
（新　設）	第６章　執行役
（新　設）	（執行役の設置） 第３３条　当会社は執行役を置く。
（新　設）	（執行役及びその権限） 第３４条　執行役は、取締役会の決議によって選任する。 ２　執行役は、次に掲げる職務を行う。 （１）　取締役会の決議によって委任を受けた当会社の業務の執行の決定 （２）　当会社の業務の執行
（新　設）	（任　期） 第３５条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 ２　増員により、又は補欠として選任された執行役の任期は、他の在任中の執行役の任期の満了する時までとする。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（新　設）	（代表執行役及び役付執行役） 第３６条　代表執行役は、執行役の中から、取締役会の決議によって選定する。 ２　執行役ＣＥＯ及び執行役ＣＯＯについては各１名、専務執行役及び常務執行役については各若干名を、執行役の中から、取締役会の決議によって定めることができる。 ３　当会社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。
（新　設）	（執行役の責任免除） 第３７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	（執行役に関する事項） 第３８条　執行役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める。
（新　設）	第７章　会計監査人
（新　設）	（会計監査人の設置） 第３９条　当会社は会計監査人を置く。
（新　設）	（会計監査人の選任） 第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第８章　計　　算	第８章　計算
（事業年度） 第38条　当社の事業年度は，４月１日から翌年３月31日までとする。	（事業年度） 第４２条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

取締役会決議による変更後の定款	変　更　案
（予　算） 第39条　当社は，前条に定める事業年度開始前に当該事業年度の予算を，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により決議する。	（削る）
（剰余金の配当） 第40条　株主総会の決議により，毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し，期末配当を行うことができる。	（剰余金の配当等） 第４３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
２　前項のほか，取締役会の決議により，毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し，中間配当を行うことができる。	（削る）
３　前２項の期末配当金又は中間配当金が，支払開始の日から３年以内に受領されないときは，当社は，その支払いの義務を免れるものとする。	（削る）
（新　設）	（剰余金の配当の基準日） 第４４条　当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年９月３０日及び３月３１日とする。 ２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（新　設）	（配当金の除斥期間） 第４５条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２　前項の配当財産には、利息をつけない。
第９章　雑　　則	（削る）
（定款等諸規則の解釈） 第41条　定款，業務規程，受託契約準則その他取締役会の決議により定めた諸規則の解釈に疑義があるときは，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により，その解釈を決定する。	（削る）
付　　則 １　本定款は，平成21年７月１日から施行する。 ２　第11条及び第12条の変更は，平成25年１月１日から効力を発生する。なお，本項は，当該効力発生日をもって削除する。	付　　則 本定款は、平成２５年１月１日から施行する。

第５号議案　取締役13名選任の件

１　取締役13名選任の理由

当社は，第４号議案「定款一部変更の件」に記載のとおり，平成25年１月１日をもって，委員会設置会社に移行いたします。それに伴い，第４号議案に係る定款変更の効力が生じたときをもって，取締役全員（11名）が任期満了となり，また，本合併に伴い13名が新たに就任することとなりますので，取締役13名を選任するものであります。

なお，各取締役候補者の選任の効力は，第１号議案，第２号議案，第３号議案，第４号議案及び第６号議案がそれぞれ可決承認され，第４号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として，平成25年１月１日に発生いたします。

２　取締役候補者の氏名，略歴及び所有する当社株式数等

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	さいとう　あつし ※斉藤　惇 （昭和14年10月18日生）	昭和38年４月　野村證券㈱入社 昭和63年12月　同社常務取締役 平成２年６月　同社代表取締役専務 平成７年６月　同社代表取締役副社長 平成10年10月　スミセイ投資顧問㈱顧問 平成11年１月　住友ライフ・インベストメント㈱代表取締役社長 平成14年６月　同社取締役会長 平成15年４月　㈱産業再生機構代表取締役社長 平成19年５月　㈱東京証券取引所顧問 平成19年６月　同社代表取締役社長（現任） 平成19年８月　㈱東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長 ㈱東京証券取引所代表取締役社長	－
2	よねだ　みちお 米田　道生 （昭和24年６月14日生）	昭和48年４月　日本銀行入行 平成７年７月　同行秋田支店長 平成10年５月　同行札幌支店長 平成12年４月　大阪証券取引所常務理事 平成13年４月　当社常務取締役 平成14年10月　当社専務取締役 平成15年12月　当社代表取締役社長 平成22年４月　当社代表取締役社長　社長執行役員（現任） （担当）　全般統括，考査室 （重要な兼職の状況） 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役	92株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	おくだ　つとむ 奥田　務 （昭和14年10月14日生）	昭和39年４月　㈱大丸入社 平成３年９月　㈱大丸オーストラリア代表取締役 平成７年５月　㈱大丸取締役 平成８年５月　同社代表取締役常務取締役 平成９年３月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年９月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者 ㈱大丸代表取締役会長 平成22年３月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者 ㈱りそなホールディングス社外取締役 ㈱毎日放送社外監査役	８株
4	かわもと　ゆうこ 川本　裕子 （昭和33年５月31日生）	昭和57年４月　㈱東京銀行入行 昭和63年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） 平成16年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 マネックスグループ㈱社外取締役 東京海上ホールディングス㈱社外監査役 ヤマハ発動機㈱社外取締役 伊藤忠商事㈱社外取締役	23株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	くぼり　ひであき ※久保利　英　明 （昭和19年８月29日生）	昭和46年４月　弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）入所 平成10年４月　日比谷パーク法律事務所代表（現任） 平成13年４月　第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成16年４月　大宮法科大学院大学教授（現任） 平成23年６月　㈱東京証券取引所グループ社外取締役（現任） 東京証券取引所自主規制法人外部理事（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト㈱社外監査役 大宮法科大学院大学教授 日本銀行コンプライアンス会議メンバー 金融庁総務企画局参事（法令等遵守調査室顧問） 日本銀行金融取引等審査会委員 農林中央金庫経営管理委員	－
6	さかいや　たいち 堺　屋　太　一 （本名 池口小太郎） （昭和10年７月13日生）	昭和35年４月　通商産業省入省 昭和53年10月　執筆・評論活動開始 平成10年７月　国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月　内閣特別顧問 平成13年４月　当社取締役（現任） 平成14年４月　東京大学先端科学技術研究センター教授 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 平成18年４月　早稲田大学特命教授 （重要な兼職の状況） ㈱堺屋太一事務所代表取締役 ㈱堺屋太一研究所代表取締役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	なかつかさ ひろゆき ※中務裕之 （昭和32年12月21日生）	昭和56年10月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和59年９月　公認会計士登録（現任） 昭和63年10月　税理士登録（現任） 平成元年11月　中務公認会計士・税理士事務所設立，同事務所代表（現任） 平成19年６月　日本公認会計士協会近畿会会長 平成21年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 中務公認会計士・税理士事務所代表 フルサト工業㈱社外監査役	－
8	はやし　まさかず ※林　正和 （昭和20年４月６日生）	昭和43年４月　大蔵省（現　財務省）入省 平成４年６月　同省証券局総務課長 平成12年６月　同省主計局長 平成15年１月　財務事務次官 平成16年７月　財務省顧問 平成17年７月　日本投資者保護基金理事長 平成19年８月　㈱東京証券取引所グループ取締役（現任） 平成19年10月　東京証券取引所自主規制法人理事長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ取締役 東京証券取引所自主規制法人理事長	－
9	ひろせ　まさゆき ※広瀬雅行 （昭和31年７月８日生）	昭和54年４月　東京証券取引所入所 平成15年６月　㈱東京証券取引所考査部長 平成16年６月　同社情報システム部長 平成18年４月　同社ＩＴ企画部長 平成18年６月　同社ＩＴ企画部長兼開発運用部売買システム部長 平成19年６月　同社ＩＴ企画部長兼ＩＴ開発部売買システム部長 平成19年８月　㈱東京証券取引所グループＩＴ企画部長 ㈱東京証券取引所ＩＴ開発部売買システム部長 平成20年６月　同社ＩＴ開発部売買システム部長兼ＩＴ管理室長 平成21年１月　同社ＩＴ開発部Ｔｄｅｘ＋システム部長兼ＩＴ管理室長 平成21年６月　㈱東京証券取引所グループ取締役（現任） ㈱東京証券取引所監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ取締役 ㈱東京証券取引所監査役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
10	ほんだ　かつひこ ※本　田　勝　彦 （昭和17年３月12日生）	昭和40年４月　日本専売公社（現　日本たばこ産業㈱）入社 平成４年６月　同社取締役人事部長 平成６年６月　同社常務取締役人事労働グループリーダー 平成７年６月　同社常務取締役たばこ事業本部長 平成８年６月　同社専務取締役たばこ事業本部長 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成12年６月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社取締役相談役 平成21年６月　㈱東京証券取引所グループ社外取締役（現任） ㈱東京証券取引所社外取締役（現任） 日本たばこ産業㈱相談役 平成24年６月　同社顧問（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ社外取締役 ㈱東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業㈱顧問	－
11	まつお　くにひろ ※松　尾　邦　弘 （昭和17年９月13日生）	昭和41年４月　司法修習生 昭和43年４月　東京地方検察庁検事 平成８年12月　次席検事 平成10年６月　法務省刑事局長 平成11年12月　法務事務次官 平成16年６月　検事総長 平成18年９月　弁護士登録（現任） 平成21年６月　㈱東京証券取引所グループ社外取締役（現任） ㈱東京証券取引所社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ社外取締役 ㈱東京証券取引所社外監査役 弁護士 旭硝子㈱社外取締役 トヨタ自動車㈱社外監査役 三井物産㈱社外監査役 ㈱小松製作所社外監査役 ブラザー工業㈱社外監査役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
12	もりもと　しげる 森本　滋 （昭和21年３月28日生）	昭和44年４月　京都大学法学部助手 昭和46年８月　京都大学法学部助教授 昭和58年６月　京都大学法学部教授 平成４年４月　京都大学大学院法学研究科教授 平成21年４月　同志社大学大学院司法研究科教授（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成23年10月　弁護士登録（現任） （重要な兼職の状況） 同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士	５株
13	※チャールズ・ディトマース・レイク二世 （昭和37年１月８日生）	平成４年８月　米国通商代表部（ＵＳＴＲ）日本部長 平成５年７月　日本部長兼次席通商代表付法律顧問 平成11年６月　アメリカンファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス日本支社（アメリカンファミリー生命保険会社）執行役員・法律顧問 平成13年７月　同社副社長 平成15年１月　同社日本における代表者・社長 平成17年４月　同社日本における代表者・副会長 平成18年６月　㈱東京証券取引所社外取締役（現任） 平成19年８月　㈱東京証券取引所グループ社外取締役（現任） 平成20年７月　アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱東京証券取引所グループ社外取締役 ㈱東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長	－

（注）１　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　斉藤 惇氏は，当社親会社である㈱東京証券取引所グループの取締役兼代表執行役社長であり，㈱東京証券取引所グループの子会社である㈱東京証券取引所の代表取締役社長であります。なお，㈱東京証券取引所グループ及び㈱東京証券取引所における地位及び担当につきましては，「略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。また，林 正和氏は，当社親会社である㈱東京証券取引所グループの子会社である東京証券取引所自主規制法人の理事長であります。なお，東京証券取引所自主規制法人における地位及び担当につきましては，「略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。さらに，広瀬 雅行氏の㈱東京証券取引所グループ及び㈱東京証券取引所における地位及び担当につきましては，「略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

３　※印は新任の候補者であります。

４　奥田 務氏，川本 裕子氏，久保利 英明氏，堺屋 太一氏，中務 裕之氏，本田 勝彦氏，松尾 邦弘氏，森本 滋氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏は，社外取締役候補者であります。

５　奥田 務氏，川本 裕子氏，堺屋 太一氏，中務 裕之氏及び森本 滋氏は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また，新任の候補者である久保利 英明氏，本田 勝彦氏，松尾 邦弘氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏についても，本臨時株主総会で取締役に選任され，その効力が生じた場合には，同取引所に独立役員として届け出ることを予定しております。さらに，統合持株会社の普通株式が㈱東京証券取引所の開設する市場に上場された場合には，各候補者を独立役員として同取引所にも届け出ることを予定しております。

6　社外取締役候補者とした理由

奥田 務氏は，企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

川本 裕子氏は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

久保利 英明氏は，法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

堺屋 太一氏は，学識経験者としての専門的見地から経済全般に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

中務 裕之氏は，会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

本田 勝彦氏は，企業経営に対する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

松尾 邦弘氏は，法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

森本 滋氏は，学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

チャールズ・ディトマース・レイク二世氏は，企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

7　社外取締役候補者との責任限定契約の締結

当社は，奥田 務氏，川本 裕子氏，堺屋 太一氏，中務 裕之氏及び森本 滋氏との間で，会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同責任限定契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

社外取締役候補者である奥田 務氏，川本 裕子氏，久保利 英明氏，堺屋 太一氏，中務 裕之氏，本田 勝彦氏，松尾 邦弘氏，森本 滋氏及びチャールズ・ディトマース・レイク二世氏の選任が承認された場合，賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を新たに締結する予定であります。

8　社外取締役候補者が当社の社外取締役又は監査役に就任してからの年数

社外取締役候補者のうち，現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は，第４号議案に係る定款変更の効力が生じたときをもって，奥田 務氏については６年６か月，川本 裕子氏については８年６か月，堺屋 太一氏については11年９か月及び森本 滋氏については３年６か月となります。また，社外取締役候補者のうち，現在当社の監査役である中務 裕之氏が監査役に就任してからの年数は，第４号議案に係る定款変更の効力が生じたときをもって，３年６か月となります。

第６号議案　会計監査人選任の件

当社と東証グループの会計監査人を統一することを目的として，東証グループの会計監査人である有限責任監査法人トーマツを当社の会計監査人として選任するものであります。なお，当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は本臨時株主総会終結の時をもって当社の会計監査人を退任いたします。

なお，本議案の提出につきましては，監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は，次のとおりであります。なお，会計監査人候補者の選任の効力は，第１号議案，第２号議案，第３号議案，第４号議案及び第５号議案がそれぞれ可決承認されることを条件として，本臨時株主総会終結の時をもって発生いたします。

監査法人の名称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号　ＭＳ芝浦ビル	
その他の事務所	(国内) 札幌，仙台，盛岡，新潟，さいたま，千葉，横浜，長野，金沢，富山，静岡，名古屋，岐阜，三重，京都，大阪，奈良，和歌山，神戸，岡山，広島，松江，高松，松山，福岡，大分，熊本，鹿児島，那覇 (海外) 駐在員派遣 約40都市(Deloitte Touche Tohmatsu Limited とそのメンバーファーム)	
沿革	昭和43年５月	等松・青木監査法人設立
	昭和50年５月	トウシュ ロス インターナショナル＜TRI＞（現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド＜DTTL＞）へ加盟
	平成２年２月	監査法人トーマツに名称変更
	平成21年７月	有限責任監査法人への移行に伴い，名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社	金融商品取引法 会社法	959社
	金融商品取引法 単独	27社
	会社法単独	1,089社
	学校法人	81社
	労働組合	50社
	その他の法定監査	442社
	その他の任意監査	1,042社
	合　　計	3,690社（平成23年9月末日現在）
資本金	724百万円（平成24年６月末日現在）	

構成人員	社員(公認会計士)	543名
	特定社員	82名
	職員(公認会計士)	2,119名
	職員(公認会計士試験合格者等)	1,573名
	職員(その他専門職)	617名
	職員(事務職)	476名
	合　　計	5,410名（平成24年６月末日現在）

(注)会計監査人候補者は，親会社である東証グループから，平成24年３月期に財務デュー・ディリジェンス業務等に対して報酬を受けております。

以　上

株主総会会場ご案内図

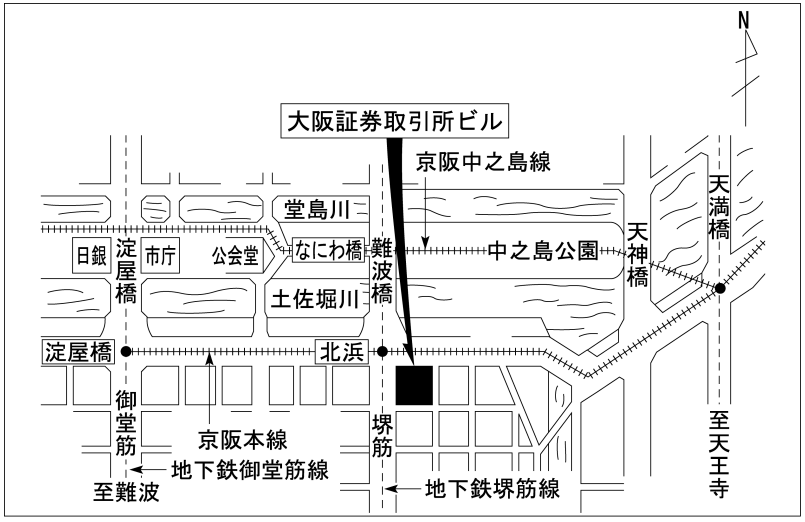

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

（交通機関）

・北浜駅（地下鉄堺筋線１Ｂ出口・京阪本線27番出口）…徒歩約１分

・なにわ橋駅（京阪中之島線４番出口）…徒歩約４分

・淀屋橋駅（地下鉄御堂筋線２番出口・京阪本線20番出口）…徒歩約７分

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。